

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第62号

四日市市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

四日市市児童福祉法施行細則（平成24年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第22条又は法第23条の規定により行われた助産の実施又は母子保護の実施に関し、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について<u>（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）</u>第5徴収金基準額のとおりとする。</p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第22条又は法第23条の規定により行われた助産の実施又は母子保護の実施に関し、当該措置を受けた者又はその扶養義務者から徴収する費用の額は、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について<u>（平成11年4月30日厚生省発児第86号。厚生事務次官通知）</u>第5徴収金基準額のとおりとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（こども未来部こども発達支援課）